



25 飼い犬の供出!

昭和19年(1944)

やけん ほさつじゅし
「第二次野犬捕殺実施に関する件」として、軍犬・
獵犬を除いた一般家畜犬を漏れなく捕殺するため
に、村役場まで連れてくるよう通知した文書です。

なお、犬の供出は、エサ不足や空襲による野犬化
や、それによる狂犬病の蔓延防止が主たる目的であ
り、多くは殺処分され、ウサギのように肉や毛皮として
利用されることはないようです。

赤城村第八区有文書(P8222 9)

○○第六五五号

昭和十九年三月十六日 敷島村長

各區長殿

第二次野犬捕殺実施ニ関スル件

第一次畜犬供出捕殺方ニ関シテハ 御繁忙中ヲモ掛ラズ

特段ナル協力ヲ相煩シ厚ク御礼申上候追而尚標記

第二次野犬捕殺ヲ左記ニ依リ、軍犬獵犬ヲ除イテ

一般家畜犬ヲ徹底的に漏レナク捕殺セシメラ □ 旨渋川

警察所長より通知有之候条未残飼育者二対シ

テ当日午前九時半迄二役場へ引付セシメラ □ 様周知

相煩度此ノ段及依頼候也

依而受鑑犬飼育者ニ対シテハ印鑑携行セシメラル
様申添候也

記

三月二十日午前九時半ヨリ於役場庭

備考 尚当日一般家畜飼育者ニシテ当日引付
セザル者二対シテハ後日渋川署迄引付セル旨周知

相成度

三月二十日午前九時半ヨリ於役場庭
備考 尚当日一般家畜飼育者ニシテ当日引付

セザル者二対シテハ後日渋川署迄引付セル旨周知